



レンズがとらえた **ふるさと春夏秋冬**

オクラの収穫（五和町御領・原田さんの畑）

あさつゆ 212

2010
平成22年6月19日発行 No.

■発行 JA本渡五和 ■編集責任者 参事 宮崎淳二 熊本県天草市南新町9-22 TEL23-2231

旅のささやき

知って得する旅行情報
航空券はJA天草旅行センターで

**飛鳥IIクルーズ
豪華客船「飛鳥II」で行く山陰3日間**
特選オプションツアー
伝説と古代浪漫を巡る… 出雲・松江・隠岐の島

- 出発日
平成22年10月11日(月・祝)
- 旅行代金
お一人様 **120,000円**～
- ◆添乗員／同行し旅程管理業務を行います。

航空券・JR・ホテル・旅館等の手配予約は旅行センターで！
お一人様よりお気軽にご相談ください。

あなたの旅をバックアップ
JA天草旅行センター
TEL(0969)23-2262 FAX23-2263

★ショーなどのプログラム多数!!
★特選オプションで隠岐の島を巡る!!
★天草⇄博多港の専用送迎バス無料!!
★交通費(移動費用)・宿泊費・食事代・エンターテインメント(ショー・コンサート・映画)・カルチャー教室・スポーツ施設使用料など全て代金に含まれており、個人的なもの以外は、ほとんどが無料!!

1泊タ・朝食付または1泊朝食付の
お得な料金セットプラン

お好みに合わせて選べる
3つのプラン

夏の家族旅行

ファミリースペシャル
18,000円～28,000円

3名様でナント!

■みつばちプラン／大人2名・子供1名/平日・休日泊の場合

■ほたるプラン／大人2名・子供1名/平日・休日泊の場合

**海に、山に、遊園地に
家族みんなで出かけよう!!**

■組合員異動状況 平成22年5月末現在 (単位:人)

項目	地区	本渡東	本渡西	本渡南	本渡北	五和西	五和東	合計
平成22年3月末	正	796	1,201	373	842	734	596	4,542
	准	194	404	832	467	590	294	2,781
平成22年5月末	正	794	1,199	374	842	735	596	4,540
	(前期末比)	-2	-2	1	0	1	0	-2
	准	193	406	836	476	590	294	2,795
	(前期末比)	-1	2	4	9	0	0	14

編集後記

六月に入り、雨の多い季節となりました。雨は動物に恵みをもたらすが、雨の日が続き物憂い気分になります。「雨の日には読書」という方もいらっしゃると思いますが、以前は読書が趣味と言えた私も今は悩みに悩んでいたり気分が滅入ったり読書に頼るという場合が多くなりました。近頃、書店には自己啓発の本がたくさん並んでいますが、これまでに読んで本をもう一度読み直すと、新しい発見をする時があります。

農民の生活向上のために粉骨砕身した宮沢賢治の詩「雨ニモマケズ、風ニモマケズ、雪ニモ夏の暑サニモマケズ」(略)：サウイフモノニワタシハナリタイ」は有名ですが、私が以前読んだ時はあまりにも高い理想で距離を感じただけでした。でも改めて今読み直すと、以前読んだ時より言葉一つ一つが心に響き、自分に負けない心を持ちたいという新たな思いが生まれてきます。

終息に向かいつつあった口蹄疫も感染拡大しており、科学が進んだ現在でも消毒と理却のほか有効な対処策がないという現実が胸が痛みます。一日も早く終息に向かって欲しいと祈るばかりです。

(タカ)



アグリキッズスクール入学式

五月二十二日(土)、JA本渡五和本店にて第三期アグリキッズスクールの入学式を行いました。今年度は本渡五和管内の小学校から四十六人が入学しました。

入校式では、校長の蓮池組合長が「安心・安全な食べ物について勉強し、友達と仲良く楽しいアグリキッズにしてください」と挨拶し、亀場小学校二年生の伊藤才華さんが「自然に触れて農業と食べ物大切さを学び、友達をたくさん作ります」と一年間の抱負を発表しました。その後、茂木根地区の圃場に移動

し、から芋の苗を植え、松原義博さんのハウスでイチゴの収穫体験をしました。生徒たちは真っ赤なイチゴをおいしそうに口にはお張りながら両手いっぱいに収穫していました。今後は田植え、三角町での「食と農の体験塾」など六回の活動を行います。



とっても甘～いイチゴでした



から芋の苗植えの様子

平成二十一年度 園芸部会総会

平成二十一年度本渡五和農協園芸部会が五月十日(月)、本渡温泉センターにおいて開かれました。部員および来賓、JA関係者ら合わせて四十六名参加しました。主催者を代表して金子久幸部会長が、「不況や異常気象など厳しい農業情勢だが、農協や関係機関と団結して安心・安全な農産物を消費者へ届けよう」と挨拶しました。

総会では、平成二十一年度事業経過報告並びに収支決算書、平成二十二年事業計画(案)並びに収支予算書(案)などを含む四議案が可決承認されました。また、二十二年度も引き続き高



総会の様子

品質安定生産を基本に、残留農薬検査を実施し、有利販売を目指してこうとう盛会のうちに終了しました。

JA本渡五和女性部第二十一回通常総会が五月二十六日(水)、本店において部員八十名と関係機関出席のもと開催されました。

松本部長が、正組合員に占める女性正組合員の割合二十五%の目標を掲げ推進を行い、多くの方に加入していただいたお礼を述べられました。また、「今

第二十一回通常総会開催

JA本渡五和女性部

後もJAと一体となって取り組みを行って行きたい」と挨拶をされました。続いて蓮池組合長の挨拶、県農業普及振興課稲本様、青壮年部の吉田部長より祝辞をいただいた後議事に入り、平成二十一年度事業報告、平成二十二年事業計画などの議案が承認されました。

総会後、熊本厚生連保健師の高橋正郎様に、「女性の体と心について」と題して、女性の二十人に一人の割合で発症している乳がんや子宮がんの予防ポイント、乳がんモデルを使って自己チェック法などの講話を行っていただきました。

また、会場には目的別グループの作品、ネクタイで作ったポーチ、クラフトバック、お雛様、布ぞうり、アクリルたわしなどの展示も行いました。



・ロン活動
(渡南)

和牛部会

本渡中央支部

第六回総会

五月二十一日(金)、本渡温泉センターにて、和牛部会本渡中央支部の六回目となる総会が開催されました。子牛販売優績者表彰から始まり、天草畜産農協

でもらい、決して対岸の火事ではなく危機感を持つて取り組ん

の荒木参事、熊本県天草家畜保健衛生所の野尻衛生課長、本渡五和農協の山川常務よりそれぞれ宮崎で発生している口蹄疫に関して現状の報告や対策を含めて挨拶をされました。

また、松原支部長は、「天草での口蹄疫対策について行政・農協が徹底して感染防止に努め



挨拶をする松原支部長

平成二十一年度通常総会開催

でもらいたい」と挨拶。総会では、今後の天草畜産農協が更に発展するための要望書も提出されました。

平成二十一年度本渡五和農協果樹協議会柑橘部会通常総会が、平成二十二年五月十七日(月)、本店二階会議室にて関係機関に出席いただき、部会員百二名出席のもと開催されました。

総会では、平成二十一年度事業報告、平成二十二年事業計画(案)が審議され、役員改選で

総会終了後の懇親会は口蹄疫を吹き飛ばす勢いで始まり、勢いは止まることなく大いに盛り上がりました。

果樹協議会柑橘部会

は部会長に福田賢二氏、副部長に熊野久則氏と山中隆幸氏が選任され承認されました。

平成二十二年度は、『一歩前進』を今年のテーマにし、柑橘の生産安定、経営の確立のため



理事会だより

平成22年5月24日(月)、5月31日(月)に、本店第3会議室において理事会が開催され、次の議案が審議・承認されました。

〔5月24日理事会〕

第1号議案 JA活動総合3カ年計画について
報告事項 コンプライアンス年間計画について

〔5月31日理事会〕

第1号議案 平成21年度決算修正および平成22年度事業計画の修正について
第2号議案 平成21年度期末監事監査報告について
第3号議案 平成22年4月実績について
第4号議案 平成21年度剰余金処分案及び付属明細書について
第5号議案 総代会日程および提出議案について
第6号議案 地区別説明会(日程)について
第7号議案 法人団体借入枠申込について
第8号議案 借入条件変更について
第9号議案 J Aマイカーローン「サマーキャンペーン2010」の実施に伴う金利の取り扱いについて
第10号議案 夏季特別貯蓄推進運動実施に伴う金利変更および要領について
報告事項 子会社監査報告について、子牛仮渡し金申込状況について

JA共済からの
お知らせ

家畜感染症の 口蹄疫発生に伴う共済契約掛金 払込猶予期間の延長について

平素より共済事業におきましては、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて幣組合では、このたびの口蹄疫発生に伴う被害の影響を受け、JA共済としての役割と責任を果たすため畜産を営んでおられる組合員の方を対象としまして、ご契約いただいております今年度の長期共済契約の掛金について共済掛金払込猶予期間を延長する対策を実施いたしますので、延長をご希望される方はお近くの支店・支所までお申し込みください。

なお、期間延長の申込期限は7月末までとなりますのでご了承ください。

平成22年

7月の営農情報

◆水田転作現地確認 7月下旬に実施します◆

作物

農業散布月になります。近所の方へ散布連絡の一声をかけてください。

（早期水稲）

本年の生育状況は、平年並みに推移しています。今後の病害虫防除、水管理など適期に対応してください。

●病害虫防除

6月15日頃、コブノメイガ、イモチ、ウンカ防除
ーパダンオリゼメート粒剤、10a当たり4kg。
※液剤使用については、水稻栽培暦を参照してください。

●穂 肥

穂肥は粒数確保と穂を大きくするために行いますが、倒伏の危険がありますので葉色を見て施用してください。
時期…出穂18日前頃、有機苦土入038、10a当たり20kg施用。葉色が濃い場合は時期をずらすか、やらない。

●水管理

中干しから穂ばらみ期前は間断かん水で、水と空気を根

に補給し活力を上げ登熟向上を図ります。穂ばらみ期にかけては深水で管理してください。

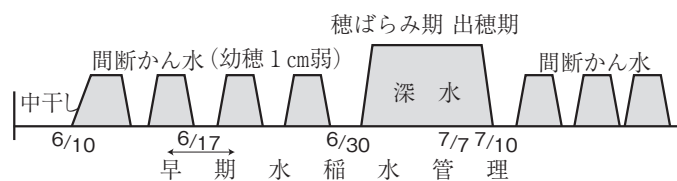
（普通期水稲）

●病害虫防除

コブノメイガ、ウンカ、イモチ。ビルダープリンスアドマイヤー粒剤、田植2日前より当日1箱当たり50g。

●除草剤

シリウスターボ粒…田植後5日～7日に施用
クサナインLフロアブル…田植後5日～10日
アピロファインDジャンボ…田植後5日～12日
（施用法をまちがえないよう注意してください。）



野菜

★ハウスの太陽熱処理の実施

- 収穫が終わったら早く片づけ、次作のために土壌消毒を実施しましょう！
- ①稲わらなど粗大有機物を10a当たり1～2トン施用。
 - ②できるだけ深く耕耘する。その後小畝をたてる(60～70cm)。
 - ③水を張る。
 - ④ビニールで土壌表面を全面被覆。
 - ⑤ハウスは密閉状態とし、30日間処理する。
 - ⑥処理後再度水を入れ代かきを実施する。

★シシトウの管理

梅雨時期を迎え、根の活動が弱まります。排水対策の完備を！

■収穫が始まったら、葉色を見て追肥を行う。

■病害虫防除

オオタバコガ ハスモンヨトウ
…マトリックフロアブル2,000倍 収穫前日3回
アタプロン乳剤2,000倍 収穫前日3回
アブラムシ
…アクタラ顆粒水和3,000倍 収穫前日3回
細菌斑点病…Zボルドー500倍

★オクラの管理

- 追肥については、1株1～2果収穫した頃より行う。早すぎると過繁茂となり着果不良、遅すぎると成長点の節間がつまり芯止まりとなる。
- 展開葉の状況を見て20日毎に1回S646号を10a当たり10～15kg施用。

■病害虫防除

葉スス病…トップジンM水和剤1,500倍 収穫前日3回
ロプラール水和2,000倍以上 収穫前日3回
アブラムシ…モスピラン水溶剤4,000倍 収穫前日3回
アディオン乳剤2,000倍 収穫前日3回
オオタバコガ…マトリックフロアブル2,000倍 収穫前日3回
ゼンダリー顆粒水和剤1,000倍 収穫前日4回
コテツフロアブル2,000倍 収穫前日2回

畜産

子牛せり市〈平成22年5月せり市分開催〉

7月2日(金) (天草家畜市場)

子牛せり市〈平成22年7月せり市分開催〉

7月17日(出) (夕)

家畜衛生メモ 夏季の飼養管理

繁殖・肥育牛は体内に熱がこもるので、毎年この時期に熱射病にかかる牛が増えてきます。以下の暑熱対策を行いましょう。

- ①ヨシズや寒冷紗、アサガオ、樹木等で西日を遮り、かつ風通しを良くして過ごしやすい牛舎にしましょう。
- ②牛ものどが渇き、飲水量が増えます。いつでも清潔な水が飲めるようにしておきましょう。
- ③残飼の腐敗も進みやすいので、こまめに取り除きましょう。
- ④飲水量が増えることにより、糞尿の回数も増しますので、敷料を頻繁に交換してください。オガクズを敷料として使用する牛舎で子牛に足を振る、蹄をなめるといった仕草が見られたら、乳頭糞線柱虫症の危険性があります。敷料を頻繁に交換して乾燥を保つことが予防になります。上記の事柄に気をつけながら家畜の観察をし、気になることがありましたら担当獣医へ連絡をし、疾病の早期発見へ繋げてください。



米穀の需給調整に関する方針

米穀生産農家の皆様へ

1. 生産需給に従って米穀の生産を行うものに係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア、農業者別の生産目標数量の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下、「方針参加農業者」という）の生産目標数量については、天草市水田農業推進協議会における検討を踏まえ、別表Ⅰのとおり設定する。

イ、農業者別の作付目標面積の設定方法

方針参加農業者に対しては、生産目標数量とあわせて作付目標面積を設定する。農業者別の生産目標数量を作付目標面積に換算する場合の配分基準単収の設定については、天草市水田農業推進協議会における検討を踏まえ、別表Ⅱとする。

ウ、農業者別の生産目標数量および作付目標面積の通知方法

生産目標数量等の通知については、農業者別を基本とする。

2. 事業計画

(1) 水田農業ビジョン

天草市水田農業ビジョンの実施状況について点検するとともに、平成23年度に向けた見直しの検討を行う。

(2) 戸別所得補償制度モデル対策

米戸別所得補償モデル事業、水田利活用自給力向上事業について、国への申請事務等農業者を支援する。

(3) 戸別所得補償制度導入推進事業

戸別所得補償モデル対策を円滑かつ効果的に実施するため、制度の周知や交付金助成要件確認等に係る事務費として活用する。

(4) 耕畜連携粗飼料増産対策

耕畜連携粗飼料増産計画に基づき、耕種農家と畜産

農家の連携による水田農業の構造改革と飼料自給率の向上を図るため、担い手による水田を活用した飼料生産等に対し、耕畜連携飼料増産対策補助金を交付する。

(5) 作付拡大条件不利補正対策

作付拡大条件不利補正対策に係る推進計画に基づき、作付拡大条件不利補正対策交付金を麦、大豆の生産農業者へ交付する。

(6) 認定方針作成者別の需要量に関する情報の算定、認定方針作成者から方針参加農業者への生産数量目標の配分の一般ルールの設定および当該生産数量目標を作付面積に換算する際の基準となる単収の検討・助言

認定方針作成者別の需要量に関する情報の算定、認定方針作成者から方針参加農業者へ配分する生産数量目標の一般ルールの設定および生産数量目標を作付面積に換算する際の基準単収の設定について検討を行い、市に助言する。

(7) その他

上記事業達成のため、協議会において推進事務を行う。

別表Ⅰ 天草市の生産目標数量の設定

市 町 名	生産目標数量	配 分 方 法
天草市		一律配分 農家の基礎水田面積 ×水稻配分率(60.1%)

別表Ⅱ 天草市の作付目標数量の設定

市 町 名	単 収 の 設 定 方 法
天草市	平成22年度の天草市基準単収は、統計情報センター及び共済単収とともに同数になるため、形式上統計情報の単収425kg/10aに設定する。

農業者（または事業主・住宅ローンご利用のお客様）の皆さんへ

中小企業金融円滑化法について（概要）

- 中小企業金融円滑化法により、金融機関は、農業者や中小企業・住宅ローンご利用のお客様の申込みに対し、できる限り、条件変更等を行うよう対応相談を受け付けております。
- また、金融機関は、他の金融機関・政府関係金融機関・農業信用基金協会等とも連携し、条件変更を行うよう対応相談を受け付けております。

困ったらどこへ相談すればよいのですか？

- 当JAの営業店「苦情相談窓口」へ、または金融庁の情報受付窓口もご活用ください。

当JAの取組状況等は
窓口で開示してあります。

公的金融による条件変更に対する積極的な対応について

- 公的金融（日本政策金融公庫等）は、既往債務の条件変更等引き続き積極的に対応しております。
 - 新規の事業資金については、既存の緊急保証制度、セーフティネット資金等をご利用いただけます。
- ※他の金融機関お問い合わせ先
相談窓口・情報受付窓口等連絡先は窓口へパンフレットを用意しております。

食中毒の3分の1は家庭で起こっています!

厚生連
ニュース

食中毒の3分の1は家庭で起こっていると推定されています。一般家庭では、「どういう食材に、どういう菌が付いているか」などの情報が乏しく、「自分の家庭では、食中毒は起こらない」と思い込みがちのため、食中毒予防に対する注意が甘いことが多いようです。家庭で起こる食中毒の主な原因菌は、サルモネラ菌とブドウ球菌の2種です。



サルモネラ菌

黄色ブドウ球菌

食中毒の予防のために

食中毒菌が増殖していても、食品の味、におい、色などには変化がないため、食品が食中毒菌に汚染されているかどうかを外見から判断することはできません。食中毒予防の原則は、「食中毒菌はあらゆるものに付着している」ことを前提にして食品や調理器具などを扱きましょう。

日常生活の注意

小さな子どもやお年寄りのいる家庭では、食中毒を起こさないように、特に注意が必要です。また、抵抗力が落ちていると、だれでも食中毒を起こしやすくなりますので、生活全般にも気をつけましょう。

基本は三つです!

- (1) 食中毒菌を付けない(小まめな手洗い)
- (2) 食中毒菌を増やさない(冷蔵庫を過信しない)
- (3) 殺菌する(もう一度火を通す)

「納期の特例」を利用しますと、一月から六月までに支払った給与などの源泉所得税は七月十日までに、七月から十二月までに支払った給与などの源泉所得税は翌年一月十日までに納付することができ、さらに、七月から十二月までに支払った給与などの源泉所得税は翌年一月二十日までに納付することができる「納期限の特例」の制度もあります。

なお、既に「納期の特例」を利用されている方は、平成二十二年一月から六月までに徴収した分について、忘れずに七月十二日(月)までに納付してください。

源泉所得税関係でお分かりにならないことがあります。最寄りの税務署にお気軽にお尋ねください。

天草税務署(電話二二二五二一〇)
※自動音声案内

国 税

源泉所得税の 納期の特例と納付

給与などの支払の際に源泉した所得税(源泉所得税)は、その徴収した月の翌月十日までに納付しなければなりません。給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納付書)を税務署へ提出していただくようお願いしています(国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用または郵送等によっても提出できます)。

ところで、給与の支給人員が常時十人未満の事業所では、一定の手続をすることにより、源泉所得税の納付を年二回で済ませることができ「源泉所得税の納期の特例」制度があります。

JA 葬祭 フリエールの会 会員募集

ご加入の手続きは簡単です

入会希望のお客様は、所定の入会申込書を提出されますと会員カードを発行いたします。

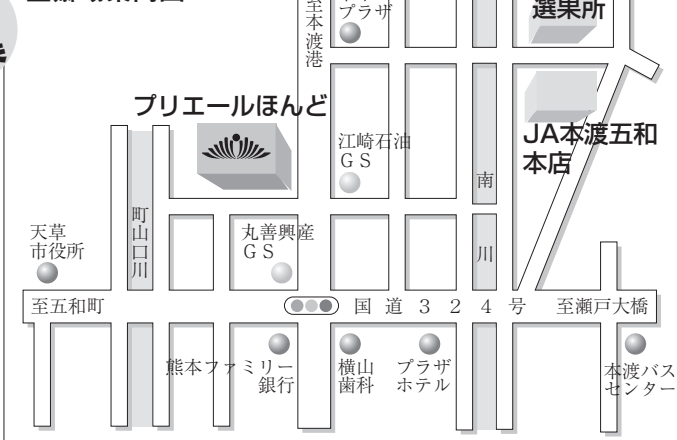
会員には、次のような特典があります

斎場葬儀・自宅葬儀いずれの場合も祭壇の価格割引をいたします。さらに生花・花環・蓮花・灯籠の価格割引をいたします。

一回限りの入会で 「安心」と「信頼」がお求めになれます

「会員の特典」の範囲は、会員カードに登録された会員本人、または二親等以内の親族といたします。

■斎場案内図



会員のご加入は各支店、支所、または葬祭センターでお願いいたします。

※フリエールとはフランス語で「いのり」といいます。

改正利息制限法の施行に伴うATMご利用時のお知らせ

JAバンク

JAバンクのキャッシュカード・ ローンカードをご利用のお客様へ

平成22年6月18日からの改正利息制限法^{*1}の施行に伴い、JAバンクのキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様が「JAバンク及び個別提携金融機関」以外のATMをご利用の際に、金額・時間帯によって一部お取引いただけないこととなりました。

これは、利息制限法の改正により、「総合口座貸越取引」「カードローン取引」においてお客様がご負担いただくATM利用料が新たに利息と見なされ、法定利率を上回る利息をお客様からいただく恐れがあるため、お取引を一部制限させていただくものです^{*2}。

【一部制限させていただくお取引】

- キャッシュカードによる出金取引の際、残高不足によりお借入れが発生する場合
- キャッシュカードによる入金取引の際、お借入残高のご返済が行われる場合
- ローンカードによるお借入れ、ご返済の場合

(注)お取引いただけないのは、上記お取引の一部です。詳しくはお近くのJA窓口にお問い合わせください。

なお、全国のJAバンク及び個別提携金融機関(JFマリンバンク、三菱東京UFJ銀行、セブン銀行、ゆうちょ銀行及びその他個別提携金融機関^{*3})のATMにつきましては、従来どおりご利用いただけます。

大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくをお願いいたします。

※1 利息制限法施行令第2条(平成19年11月公布)により、CD・ATMを利用したお借入れまたはご返

済の際にお客様にご負担いただくATM利用手数料(消費税込)について、「お借入れまたはご返済金額が1万円以下:105円超、同1万円超:210円超」の場合、利息と見なすことが定められたものです。

※2 対象となるお取引では、お客様にご負担いただくATM利用手数料は、お借入れまたはご返済額が1万円以下の場合には105円まで、同1万円超となる場合には210円までといたしますので、ATM設置金融機関がそれを超える手数料を請求する場合には、当該取引はお取引いただけません。また、判断の基準は出金額、入金額ではなく、それぞれお借入額、ご返済額となります。なお、お借入れやご返済を伴わない貯金の入出金取引につきましては、従来どおりATM設置金融機関の定める手数料をご負担いただくことによりご利用いただけます。

※3 その他個別提携金融機関のATMにつきましては、お近くのJA窓口にお問い合わせください。

MICS^{*4}提携金融機関のキャッシュカード・ローンカードによりJAバンクのATMをご利用されるお客様へ

利息制限法の改正に伴う対応は、金融機関によって異なりますので、詳しくはお口座をお持ちの金融機関に直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

※4 全国キャッシュカード(Multi Integrated Cash Service)の略称。なお、JFマリンバンク、三菱東京UFJ銀行のキャッシュカード・ローンカードによりJAバンクのATMをご利用されるお客様は従来どおりご利用いただけます。

水稲栽培農家の 皆様へ!

米トレーサビリティ制度が10月から実施されます

【取引等の記録の作成・保存】

米や種もみをJAや業者等に出荷・販売、購入を行った場合、その記録を3年間保存する必要があります。なお、一般消費者への直接販売、縁故米等は記録の作成は不要です。

JA等への出荷伝票は必ず3年間保存してください。

記録事項:品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬入・搬出を行った場所、米穀の用途等です。

